

## ローカル・イニシアティブと「負の遺産」

―三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑建立に関する一考察―

藤村 一郎

はじめに

「ローカル・イニシアティブ」という概念を耳にしてから、約二〇年が経過した。現在、ローカル・イニシアティブは部分的に作動し、各地域においてさまざまな形で取組まれており、同時に中央政府も地域重視の政策を何度も持ち出さざるを得ない事態におかれている。ローカル・イニシアティブ論を主導した藪野祐三氏の政治学的観測は大筋では当たっていたといえるだろう。当時の藪野氏によれば、ローカル・イニシアティブとは、単なる地方分権に関する構想や政策というだけでなく、『地方Ⅱローカル』が『主体性Ⅱイニシアティブ』をもって、新しい政治の枠組みを作ろう<sup>1</sup>、「新しい生活空間を創造しようという」運動を指していた。このような運動の興隆が予測されたのは、国家が東アジアにおける相互理解や信頼醸成について大きな役割を果たせなくなることが想定されていたからであった。現時点でいいかえれば、市場原理主義、あるいは「ネオ・リベラリズム」の浸透の中で、各個人がかかわる社会的結合はますます破壊され、統治者にすれば、排外主義的ナショナリズムが国民統合の点からみて、実に有効な政治機能を果たすようになって<sup>2</sup>いる。実際に中央政府では、国際関係において対立構図を明確にする言動や、軍事的対抗

を示す政策ばかりが目立ち、その影響は二〇一一年頃に学術的な国際交流にまでおよび、いくつかの交流事業が延期もしくは中止される事態を招いた。<sup>3</sup> この手法は、日本だけに限られないことから、日本政府と外国政府との相互のパートナーシップは派手になり、ナショナルリズムの衝突はますますエスカレートすることになる。

ところが、中央政府におけるナショナルリズムの衝突はますますエスカレートすることになる。それらはしばしば国家を媒介せず、地域や自治体に活動の拠点を置き、さまざまな団体や個人が創りだす思想や運動に端を発している。いわばローカリズムである。<sup>4</sup> ローカリズムはたんに反対の声をあげるだけでなく、結果的に国際関係において国家が果たせない役割を代替せざるをえないところまで負担しつつあるとみられる。同時に、ローカリズムは国家財政の悪化にともなう地域の「自活化」にむけていつそうの活動の積極化をせまられている。以上のような状況認識のもとで、小論では、ローカル・イニシアティブの萌芽のケーススタディとして、福岡県大牟田市宮浦坑跡にある三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑建立の経緯をとりあげ、インタビューを中心とした調査をもとに、ローカル・イニシアティブの原動力のひとつを探求することを課題とする。<sup>5</sup>

### 1 三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑について

三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑は、第二次世界大戦中に三井三池炭鉱に強制連行され死亡した中国人を追悼するために、大牟田市宮浦坑跡に建立されたものである。日中戦争下において労働力を補うため、一九三九年の国家総動員法に基づきだされた国民徴用令によって、一九四一年より朝鮮人の坑内使役がはじまり、一九四三年より中国人の使役も開始された。従来の研究にもあるように朝鮮人・中国人労働者の労働や生活などの待遇は劣悪な

ものであった。三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑の建立は、二〇〇九年二月一八日に、日中友好協会福岡県連合会、同熊本支部、同大牟田支部が共同で慰霊碑建立を大牟田市へ公式に申し入れ、二〇一三年六月一〇日には、日中友好協会福岡県連、同熊本支部、同大牟田支部と大牟田市との間につきのような確認書が交わされた。第一に、日中友好協会が慰霊碑を建立し、慰霊祭を行う。第二に大牟田市は碑の用地を無償貸与する。これに基づき、同年六月中に着工し、八月四日に除幕式を行った。かつて三池炭鉱では全体で二、四人一名の中国人が連行され、六三五人が死亡した。そのうち宮浦坑では、五七四人が連行され、四四人が死亡している（満田坑（万田坑）・四山坑には一、九〇七名が連行され、五九一名が死亡した）<sup>7</sup>。二〇一三年八月の除幕式には、のちに論じる矢田正剛氏を司会とし、中国人強制連行強制労働福岡訴訟原告団長の雀書進氏（故人）、原告のご子息謝氏、中国人弁護士康健氏、中国駐福岡総領事館の白涛領事、大牟田市関係者、日中友好協会員らを含む一〇〇人を超える人々が参加した。

二〇一三年に建立された三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊



碑の碑文は次の通りである。なお、碑文には中国語版も記されている。<sup>8</sup>

「悲しみは 国境を越え ここに眠る／去る世界大戦の末期において、日本政府は国内の労働力不足を補うために、当時侵攻していた中国大陸で 中国人捕虜や住民などを強制的に連行しました。中国人約四万人が強制連行され、炭坑、港湾や土木作業に従事させられ、過酷な労働や事故、病気等によって約七千人が無念の死を遂げられました。／三井三池炭鉱にも兩田坑や四山坑、宮浦坑などに二、四八一名が連行され、六三五名が尊い命を奪われました。船中死亡九五名は水葬されました。／この三井三池炭鉱宮浦坑では、五七四名が連行され、強制労働に従事させられ、そのうち四四名が亡くなられました。／生きて母国へ帰還できなかった無念の思いを考える時、戦争による強制連行・強制労働は人間として許されない罪悪であります。／私たちは今こそ中国人殉難者に心から謝罪し、この過ちを繰返さない為に、あなた方のみ霊の前に永久不戦、恒久平和の誓いと日本と中国の友好を進めることを決意し、ここに「三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑」を建立いたします。／二〇一三年七月七日」

炭鉱史研究で知られる故武松輝男の丹念な調査研究によって、中国人労働者の犠牲者の数が明らかとなり、上記碑文では犠牲者数を明記することが可能となった<sup>9</sup>。そもそも、戦時下の三池炭鉱における中国人の強制連行・強制労働の不法行為については司法において認定されている。二〇〇九年三月、福岡高等裁判所は、地裁判決に引き続いて、国が中国人労働者移入政策を実施し、原告らの意思に反して拘束し日本に強制連行し、事業場の経営を支配し、中国人被害者の監視に当たるなど強制労働に加担したもので、その行為は不法行為に当たると認定した。また、関係した企業についても、中国人がその意思に反して日本に輸送されるものであることを知りうる状況にありながら、中国に

において中国人被害者の引き渡しを受けてその輸送を行い、各鉱業所において直接強制労働させたもので、この行為は不法行為に当たると認定した。したがって三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑は、日本の司法において認定された事実をふまえて建立されているものである。

## 2 インタビュー対象者について

本稿で取り扱うインタビューの対象者は、先にも三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑の除幕式であげた矢田氏である。矢田正剛（やだせいこう）氏は、一九三九年生まれ熊本県出身で、一九五七年三月に三井三池鉱山学校電気科を卒業し、同年同月より三井三池鉱業所宮浦鉱に入社し、坑内電気工として働いた炭鉱マンであった。<sup>10</sup>ところが、一九六〇年の三池闘争で解雇された経歴をもつ。<sup>11</sup>その後も三池闘争にかかわる運動に参加し、やがて一九七五年に日中友好協会に入会し、現在（二〇一四年）は同会大牟田支部事務局長をつとめている。

矢田氏が三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑の建立事業に着手したのは、「学校教員を退職された人」から次のように言われたからであった。

『矢田君、あんた中国のことをやるなら、是非見とかにやいかんがあるばい』っていうてね。私を小岱山（しよたいさん）に連れっていったですたい。<sup>12</sup>

大牟田市近郊にある小岱山に登ったのは二〇〇五年ごろだという。小岱山には、「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊

塔」が建っている。矢田氏は、小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」を直接見るまでは、その存在すら知らなかったという。「学校教員を退職された人」は小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」とは、大牟田の住民による平和への意思の「動かぬ証拠」だと語った<sup>13</sup>。矢田氏はその立派さに驚くとともに、より人目につくところに立て直さねばならないと痛感したという。

### 3 小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」

「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」は、大牟田市民からアウトドアレジャーの場として愛される小岱山の中腹に建立されている。小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」は、熊本県荒尾市で食堂を経営する深浦隆二氏を中心として一九八三年に完成した。深浦氏も矢田氏の先輩にあたり、一九三四年より一九六二年に退職するまで、三井三池三川坑で職員として勤務した炭鉱マンであった。一九八二年九月二日の『朝日新聞』夕刊には次のように綴られている。

「坑内では厳しいノルマと日本人指導員による虐待。宿舎は鉄条網で囲んだ急造のバラック。満足な食事も与えられなかった。中国人労働者たちの状況は悲惨だったという。当時、同じ三池炭鉱の坑内で働いていた日本人鉱員の一人は、『かわいそうじゃった。わしらですら食う気にはならなかった米ぬかだんごに、喜んで飛びついていた。食糧は麦に大豆やコーリヤンを混ぜた主食が少々。おかずはたくあんの切れっぱしばかり。日本人労働者の中にも悪いのがいて、坑内で食べたミカンの皮に小便をかけて捨てる。すると中国人はそれを争って拾って食べていた』」

深浦さんも通勤途中、中国人労働者が道に落ちていいる食べられそうなものをわれ勝ちに拾って食べる光景を何度か目撃して、『あわれだなあ』と思ったという。<sup>14</sup>

矢田氏の先輩にあたる深浦氏は、三池炭鉱における中国人の労働と生活がいかに苛酷なものであったかを、よく知っていたのである。同じく『朝日新聞』は、深浦氏が中国人慰霊に取り組みきっかけとして次のような出来事があったと記録している。

「昭和一九年五月一六日に三川鉱で発生した坑内火災で、採炭現場にいた中国人労働者三七人と日本人労働者一人が死亡した事故だった。火災の煙と熱、一酸化炭素は、坑道でつながっていた隣の藪田鉱第三上層第一卸左三片の中国人労働者の採炭現場に流れ込み、現場が袋小路だったこともあって、全員が約四〇分後に中毒死した。／救護隊員として現場に駆けつけた深浦さんが見たのは、五人、三人と抱き合って、みんな口から血を流して死んでいる光景だった。『中国人労働者はみんな、ツルハシやスコップなど自分の工具を握りしめていた。普段から、工具は命より大切だ、と教え込まれていたからでしょう。』日本人労働者の遺体は担架で一人ずつ運び出されたが、中国人労働者は石炭運搬車に数体ずつ投げ込まれ、坑口に運ばれていった。深浦さんは『せめて炭車の床にアンベラでも』と思ったが、それもなかった。しかしこの時、一人の救護隊員が、遺体を炭車に入れながら、『許してくれ、許してくれ』と口走り、片手で遺体を押む姿を目撃した。『戦後、私が慰霊塔建立に執念を燃やすようになったのは、この時の光景が脳裏に焼き付いて離れなかったからです』<sup>15</sup>」

救護隊員の『許してくれ、許してくれ』との言葉には、同じ人間が、人間として扱われないことへの抵抗感と、し

かも自己が非人間的行為を果たさねばならない立場にあるとの贖罪意識が滲み出ている。この時の光景を忘れることができなかった浦氏は、その後『慰霊もしないで何が親善だ』という思いを胸に、荒尾市や近隣の町長、議員、各地の華僑連合会などの協力者を得て、一九八三年に小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」を完成させたのである。<sup>16</sup>

小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」には次のように碑文が記されている。

「悲しみは国境を越えて／ここに眠る／中国人殉難者五六四柱の御霊は第二次世界大戦末期三池炭鉱で強制労働に就役せしめられた犠牲者であります。当時『兎狩り作戦』と称したこの事件はその名の如く無辜の住民、無力な非戦闘員をまるで兎を狩るが如く強制連行した非人道的な事件でした。彼らは生木を裂かれる思いで肉親たちと別れて来ました。併も虐待、拷問、事故等によって現場で惨死した五六四名の生きて母国へ帰還できなかった無念の思いはまさに断腸の思いであつたらうと、同情の涙を禁ずることができません。私たちは戦争の名においてこのような悲惨な事件の加害者となつたことを反省せずにはられません。しかも一度犯した過ちは取り返しがつきません。あなた方の痛恨極まりないお悲しみの声が聞こえてくるようであります。しかし私たちはなす術を知りません。唯唯泪するばかりであります。人間の国境に悲しみはないというのに、国境が人間を悲しみの淵に突き落と





すとは、何たる不条理でありましょうか。私たちは今こそ過去の過ちを繰り返さないために、あなた方の御霊の前に永久不戦の誓いを捧げずにいられません。／御霊よ、もって照鑑垂れ給わんことを。合掌。／昭和五八年一二月一八日」

矢田氏ら日中友好協会大牟田支部理事メンバーは、小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」の存在に大きく影響されつつ、福岡高裁で認定された事実などを踏まえ、かつて戦時中に中国人の犠牲者が出し、矢田氏自らも労働した宮浦坑に「慰霊碑」を立てることを決意した。というのも、小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」は、まったく個人の土地に、個人的な趣旨で作られたものとみなされており、一般地図や観光用地図での記載はなく、外人にはもちろんのこと、三池炭鉱の歴史を学ぼうと日本人が訪れようとしても、山の中腹という立地の問題や、位置情報が容易に得られないことから、なかなか慰霊塔に辿りつけないという状況にあった。<sup>17</sup> 矢田氏が宮浦坑に新たに建設しようと考えたのは、司法によるいちおうの決着がついたことにくわえ、上記のような立地の理由があったからである。

小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」の碑文冒頭にある「悲しみは国境を越えて」という一節は、宮浦坑に完成した三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑の碑文冒頭の「悲しみは 国境を越え ここに眠る」という一節へと継承されている。矢田氏は、宮浦坑に勤務していた当時、先輩炭鉱マンから戦時中の中国人労務者への待遇の悪さを聞かされており、深浦氏の企図をすぐに理解できたはずである。深浦氏と矢田氏との共振についてはのちに論じる。

こうして矢田氏は、同志とともに三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑の建立を目指して活動をおこなった。資

金はカンパであり、費用は約三五〇万円だったという。上述のように、二〇〇九年一二月に大牟田市へ公式に申し入れ、二〇一三年六月一〇日には、慰霊碑建立の確認書が交わされた<sup>18</sup>。慰霊碑用地は、宮浦石炭記念公園内であり、地域行政は市有地より用地を提供するという形で協力姿勢をとることになった。矢田氏らは地域行政の協力を取り付けることに成功したのである。この背景には、世界的に近代産業遺産ブームがおこっており、世界遺産への登録推進運動が大牟田・荒尾地域にも存在したことが指摘できる。

ところが、パブリックスペースでの慰霊碑建立では、碑文の文言が問題となった。矢田氏はインタビューで次のようにいう。

「行政との関係で一番苦労したのが、碑文、ですなえ。」<sup>19</sup>

矢田氏はインタビューの中で、大牟田市との碑文の修正について六回ほどやり取りを行ったと語っている。特に問題となったのは、先にあげた小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」の碑文に存する「兎狩り作戦」という言葉である。矢田氏によれば、行政側は強制連行の具体的な方法を意味する「兎狩り作戦」について「学術用語として定着はしていない」などの理由で碑文からの削除を求めた<sup>20</sup>。矢田氏らは、三池炭鉱での「強制連行・強制労働」と明記された慰霊碑を、行政との協力で建立できるというメリットを重視した。小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」が公的に認められなかったがゆえに被った損失が念頭にあったのであろう。ところが地域行政が、戦時下での加害責任を認める事業に協力することは、少なからず反発を招く。

#### 4 慰霊碑をめぐる論争―負の遺産、克服、地域行政―

地域行政の協力に反対する声も当然出始める。二〇一三年七月一日の『有明新報』「声のひろば」には「宮浦石炭記念公園中国人慰霊碑文への懸念」と題された記事が掲載される。筆者の森保憲氏は、「中国人労働者が戦時下に異境の地日本で苦労の中に亡くなられたことを慰霊するのは『友好と平和の礎』として大切な事である。」と慰霊碑建設に一定の理解を示しつつ、つぎのように論じる。

「大変驚いたことに、歴史的にも事実かどうかが証明されていないはずの『強制連行』という言葉があたかも事実だったかのように繰り返し断定され、謝罪と決意を誓う文になっている。まさに日本が国際法を無視した悪逆非道の国だったかのごとく。」<sup>21</sup>

これに対し、同紙には同年七月六日に稲村晴夫氏の筆による「中国人の強制連行・強制労働は事実」と出された反論が掲載される。<sup>22</sup>

稲村氏は、小論でもすでに示したように福岡訴訟において、強制連行・強制労働の事実が司法権力によって認定されたことや、外務省の「華人労働者就労事情調査報告書」や三井鉱山による「事業場報告書」などの資料を列挙し、「強制連行」の歴史的事実を論証した。<sup>23</sup>

地域の有力紙『有明新報』でなされた以上のような議論は、大牟田市民の二つの立場を浮かび上がらせていると思われる。「負の遺産」を可能なかぎり近代産業遺産項目から外したいという立場と、「負の遺産」を克服しようとする

立場である。さらにいえば、前者にはいまひとつの含意があるろう。すなわち相手国の出方を問題にし、「一方的に自国を断罪する形」を否定することで、日本が「悪逆非道の国」などではなかったと強弁しようとする、敗戦から息を潜めて存続し二世紀初頭に力を得た日本ナショナリズムが表現されている。

さて『有明新報』での論争の直後、二〇一三年七月二三日に、大牟田市監査委員へ住民監査請求が提出された。請求内容は、第一に三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑の建設差し止めを要求し、第二に設置用地として宮浦石炭公園内市有地貸与の取り消しを求めるというものであった。要は「強制連行」の文言が碑文に入るとは「不当不法であり」、したがって地域行政による市有地への碑文の設置行為と、土地の無償貸与を問題にしたものであった。<sup>24</sup>

これに対し、大牟田市監査委員は、同年八月二三日に次のように監査結果を提出している。結論からいえば請求は却下であった。理由は第一に、大牟田市は延命公園の三川坑大災害殉職者慰霊碑や甘木山公園の徴用犠牲者慰霊碑のために、従来より公共用地による貸与で協力してきた。本慰霊碑についても「同様のものであると考え」、同様に対応したとの認識を明らかにした。第二に、二〇〇九年に「九州・山口の近代化産業遺産群」がユネスコの世界遺産暫定一覧表に追加されたことを受けて二〇一二年に策定された『大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくりプラン』より引用し、「光の部分だけでなく」「三池炭鉱発展の歴史の影にある囚人労働、三池争議、三川坑炭じん爆発などの苦難の過去についてきちんと次代に語り継いでいくことが必要である」ことを強調した。そのほか「公園施設の設置許可」や「使用料の減免」などの点についても言及しているが、要するに慰霊碑建設は大牟田市以外の二団体によるもので住民監査の対象となりえず、また慰霊碑の設置は上述の「まちづくりプラン」に沿ったものであり、市に損害をもたらすものではないという判断で、監査請求は却下および棄却されたのである。大牟田市は「大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくりプラン」が念頭に置いたユネスコその他の国際的視線を意識し、「負の遺産」に蓋

をする立場をとらなかつたとみられる。

## 5 ローカル・イニシアティブの原動力と「負の遺産」

中国人・朝鮮人の強制連行・強制労働の歴史は、一部において「負の遺産」と言われることがある。「恥部」といわれることもある。「負の遺産」をわざわざ人前にさらすことはない、という論理は、日本近現代史につきまとうものでもある。しかし、それはあまりに短期的かつ狭隘な議論であろう。

短期的には、地域が主体的にかつての戦時下における加害責任を認め、慰霊の意を示すことは、自国のナショナリズムを煽ることに懸命な外国政府に対しては、大きな意味をなさないであろう。というのも、かの地で教育や歴史研究、あるいは報道の自由は完全には保障されていないからである。

しかしながら、日本の地域における「負の遺産」を克服しようとの試みは、長期的には財産となりうるであろう。近現代の歴史に照らしてみても、東アジアで連続して起こった民主化運動は、一時的に潰されようとも、復活し政治的あるいは精神的自由を求め続ける可能性が高いからである。また、同じ九州内における公害の「克服」を例にとれば理解できよう。公害を「克服」した力は、東アジア、東南アジアに対して、大きな文化的魅力を放ち続けている。たとえば、北九州市が、かつて日本の代表的な公害の街であったことに異論はないだろう。ところが北九州市は、その後の公害対策での取り組みを評価され、一九九〇年に国連環境計画（UNEP）より「グローバル500」を受賞し、さらに一九九二年には国連環境開発会議（地球サミットUNCED）によって「国連自治体賞」を受賞し、二〇〇〇年には国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）主催の「環境と開発に関する閣僚会議」において「クリー

ンな環境のための北九州イニシアティブ」としてモデルと位置付けられ、同年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)において政府間の合意文書である「実施計画」に「北九州イニシアティブ」が明記された。そのほか国連大学、OECDなどにおいても「持続可能なグリーン成長都市」として評価されている。<sup>26</sup>北九州市は、「負の遺産」を克服するなかで、環境問題への取り組みについて世界的に評価される代表的な都市となったのである。国際的に評価された点は環境対策にかかわる技術や政策なども含まれようが、公害問題に取り組む北九州市民の思想、理論、運動、組織であり、一言にすれば、世界は環境保全に対する北九州市独自のローカル文化に魅了された、といえよう。二一世紀においても、北九州市は急速に経済成長を続けるアジアより熱いまなざしを集め続けている。

三井三池炭鉱における戦時中の中国人強制連行・強制労働という「負の遺産」も、その後の人々が、三池炭鉱の歴史について未来を見据えつつ、いかに受け止め、どのように処遇するかにかかっている。隠へいし続けて「負の遺産」を文字通りの負の遺産にしてしまうのか、それをアジアへ開かれた地域の魅力に変えられるのかは、扱いや取り組み次第であろう。

三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑の建立における主力は、発意から除幕式にいたるまで常に矢田正剛氏にあった。では矢田氏の原動力は何であつたらうか、氏は次のように語る。

「炭鉱マンとして働いていた当時」私たちがこないきつい目にあうのは、私たちがですね、坑内労働でひじょうに、一般の労働から見ると、話にならんようなきつい目に合うのは、三池炭鉱で中国人やら連合軍捕虜やらが無茶な使い方されたと、その労働のやり方を受け継いどるから、我々がこういう苦しい目に合うのだということす

よね。だから我々は、頑張って普通の労働者なみの労働条件を勝ち取るうやないか、というのが三池闘争の根源です  
からね。」<sup>27</sup>

三池炭鉱労働者の歴史は、人間回復のための闘いの歴史といっても過言ではない。周知のごとく戦前において、唐人労働に始まり、中国人・朝鮮人の強制労働、与論島からの移住者には差別的待遇で労働させた。戦後の三池で働いた労働者たちも社会的弱者であった。戦時中に与論島から移住してこざるを得なかった者、戦争で焼きだされた者、あるいは大陸から引き揚げた者、戦後の困窮の中にいた者は、炭鉱で働かざるを得なくなった弱者たちであった。彼らにとつての課題は、暴力と差別とを前提とした非人間的な強制労働の伝統の充満する職場を、自己と仲間の労働条件の改善という目標を超えて、人間のための労働条件へいかに近づけることができるかにあった。

一九六〇年の三池闘争は、人間の回復こそが闘いの「根源」であった。そして矢田氏は、戦後最大の労働争議といわれた一九六〇年の三池闘争の若きリーダーであった。矢田氏らは、一九六〇年の三池闘争においては、たしかに敗北した。しかし、今となつてはその勝敗は大きな意味をもたない。なぜなら、明晰な矢田氏は三池闘争後も人間の回復の闘いを辞めなかつたからである。すなわち戦前の唐人労働、外国人の強制労働と、自らも闘つた一九六〇年の三池闘争を連続したものとしてみとらえ、それだけでなく、日中友好事業に携わるなか二一世紀の国際関係に目を開かれつつ、かつての外国人の強制労働に対する慰霊をも連結して理解するようになった。強制連行・強制労働を強いられた外国人の犠牲者を慰霊することは、結局、三池闘争と同じく、人間を回復する闘いとして一貫する運動となつたのである。

矢田氏の思いは、おそらく小岱山「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」を完成させた深浦氏より受け取つたもので

もあつたであろう。矢田氏らの慰霊碑が「悲しみは 国境を越え ここに眠る」という冒頭の一節を受け継いでいる点から見ても、両者には同じ炭鉱マンとして共振共鳴するところがあるといえよう。それはいわば、大牟田・荒尾地域に流れつづけるローカル文化が継承されている証左であり、完成した慰霊碑はローカル・イニシアティブの発現であろう。矢田氏らが立ち向かった人間回復のための闘争は、三井三池炭鉱の「負の遺産」の将来における克服の可能性を指し示し、文化的価値の高い財産を生み出すところとなった。「負の遺産」をかかえたローカルは、深く傷つくほどに、またその苦しみに正面から打ち勝とうと奮闘することになり、高い文化的価値を得られるという逆転現象を引き起こしつつあるのではなからうか。矢田氏のような取り組みは、後世の東アジア地域において時間の経過とともに存在意義を増していくことになるであろう。

- 1 藪野祐三『ローカル・イニシアティブ—国境を超える試み—』中央公論社、一九九五年。
- 2 市場原理主義とナショナリズムとの関係について、同様の趣旨を論じたものとして、平井一臣編『かわりの政治学』（法律文化社、二〇〇五年、一五頁）がある。
- 3 たとえば、筆者がかかわった荒尾出身の宮崎滔天の上海企画展である上海孫文故居記念館「孫文と日本人宮崎滔天」展は、二〇一二年開催予定であったが、二〇一二年の尖閣諸島その他の問題から日中関係が悪化し、二〇一二年内の開催は延期された。その後、荒尾市と上海市との調整努力の結果、二〇一四年一月から三月まで開催された。同企画展については、報告書が出されている。福岡大学福岡・東アジア・地域共生研究所編『受託研究「孫文と日本人宮崎滔天文物史料展」事業報告書』二〇一四年三月。
- 4 前掲、平井一臣編『かわりの政治学』、一九九頁。
- 5 本インタビューは、福岡大学総合科学研究チームによる「文化資源をめぐる地域共生戦略 (Local Sustainability Strategies on Cultural Resources)」平成二四年四月一日—平成二六年三月三十一日」研究の一環としておこなわれた。炭鉱労働者のライフ



ヒストリー調査によるものである。調査日時は、二〇一四年二月七日午後二時から四時であり、対象者は矢田正剛氏であり、インタビューアは筆者であった。上記研究においておこなわれたインタビュー記録およびその他の成果は、研究報告書として二〇一四年度中に福岡大学によって発行される予定である。また、本稿では主題としないローカル・イニシアティブの構造的要因については稿を改めて論じるつもりである。なお、本稿の発表については矢田正剛氏ご本人より許諾を得ている。

6 奈賀悟『閉山―三井三池炭鉱一八八九―一九九七』岩波書店、一九九七年、五七頁。田中智子「労働者の特性にみる戦前の三池炭鉱における労務政策の変遷と労働者の抵抗に関する考察」『佛教大学大学院紀要社会福祉学研究科篇』三七号、二〇〇九年。

7 武松輝男『葬火不熄烟』（復刻版）、日中友好協会福岡県連合会、二〇一〇年。

8 亡くなった四四名のうち上述の武松研究に基づいて身元の判明した四一名の犠牲者の名も刻まれている。慰霊碑には中国・山西省の黒御影石を使用している。

9 武松輝男の研究資料は氏の逝去後（二〇一〇年）、遺族の厚意で大牟田市に寄贈され、大牟田市立図書館で公開のため整理中である。二〇一四年九月より一部公開されている。武松輝男は、上述の『葬火不熄烟』の出版のほか、第二次世界大戦末期に三池炭鉱・田坑の坑内火災で中国人三七人が一酸化炭素中毒死したことなどを解明している。二〇〇〇年よりおこなわれた三井三池炭鉱中国人強制連行訴訟で、武松輝男は証人尋問に立っている。二〇〇一年六月の第十回口頭弁論での武松の証言は、生々しく中国人労働者への差別的待遇を語っている。本証言は一人の中国人原告の証言にくわえ福岡訴訟の内容をわかりやすく記録した次の文献に収録されている。中国人強制労働事件・福岡訴訟原告弁護団編『過ちを認め、償い、共に歩むアジアの歴史を 中国人強制労働事件の真実』（三訂版）、リーガルブック、二〇〇二年。また福岡地方裁判所判決や原告弁護団声明、原告弁護団控訴理由書などは次の文献に収録されている。中国人強制労働事件・福岡訴訟原告弁護団編『過ちを認め、償い、共に歩むアジアの歴史を 中国人強制労働事件の真実・別冊』、リーガルブック、二〇〇二年。

10 「鉱山学校とは、三井鉱山が経営していた専門学校（三年制）である。中学卒業後、鉱山学校に進学した学生は炭鉱技術者養成教育をうけ、卒業後は三池炭鉱への就職が保障されていた。さらに鉱山学校出身者は職員に昇格できる可能性が高く、在職中に夜間高校や短大に進学して資格をとり、公務員になることも夢ではなかった。また鉱山学校に入学すると月謝を払う必要はなく、逆に会社から賃金（一九五五年・昭和三〇年当時で二、五〇〇円程度）が支給された。低賃金での生活を強いられていた（そのため子弟を高等学校へ進学させる経済的余裕がない）労働者は、子弟を鉱山学校に進学させる（教育の機会をあたえる）こと

- で、自らの貧困生活が次世代に受け継がれることを避けようとした。また、子弟が鉱山学校に進学すれば、社宅に継続して入居し続けることができたことから、低賃金ゆえに貯蓄を許されなかった（そのため自分の家をたてたり、借家することもままならない）一部の労働者世帯では、子弟が鉱山学校に進学するよう勧めたという面もあった。」田中智子「戦後の三池炭鉱における労務管理と労働者の抵抗に関する研究―三池炭鉱が内包した問題に着目して―」『佛教大学大学院紀要 社会福祉学研究科篇』三八号、二〇一〇年、六八頁。
- 11 近年の研究としては、平井陽一『三池争議―戦後労働運動の分水嶺』（ミネルヴァ書房、二〇〇〇年）がある。
- 12 「文化資源をめぐる地域共生戦略」矢田正剛氏インタビュー一、〇五・〇六。
- 13 同前、一〇・〇九。
- 14 『朝日新聞』夕刊、一九八二年九月二日。
- 15 同前。
- 16 同前。
- 17 「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」は大牟田市に隣接する、荒尾市の小岱山の西峰の公園「不戦の森」にある。筆者も訪問したが、ボランティアで道路の整備や清掃が行われてはいるものの、道路の舗装はされておらず、初心者が単独で訪問するのは困難な場所にある。因みに小岱山の「三井三池炭鉱中国人殉難者慰霊塔」は、中国では次の書籍によって紹介されている。尹征『不戦の明灯』知识出版社、二〇〇三年。
- 18 『朝日新聞』福岡版、二〇一三年六月二四日。
- 19 前掲、「文化資源をめぐる地域共生戦略」矢田正剛氏インタビュー一、〇五・〇六。
- 20 同前、〇六・四七。
- 21 『有明新報』「声のひろば」二〇一三年七月一日（森保憲氏）。
- 22 『有明新報』「声のひろば」二〇一三年七月六日（稲村晴夫氏）。
- 23 同前。
- 24 大牟田市監査委員「平成二五年度 住民監査請求結果報告書『大牟田市宮浦石炭公園内市有地貸与等に係る大牟田市長に対する措置請求について』（二〇一三年八月二三日）」「大牟田市職員措置請求書 大牟田市長に関する措置請求の要旨」（二〇一三年七月）

月(三日)請求の要旨は次のとおりである。(1)「三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑」建設工事の差し止めを求める。(2)上記工事のため、大牟田市が日本中国友好協会福岡県連合会外二団体と交わした宮浦石炭記念公園内市有地貸与の取り消しを求める。」

25 同前。

26 北九州市HPを参照。http://www.call-center.city.kitakyushu.jp/tlfaq/faq/faq\_detail.asp?baID=6&FAQID=859

27 前掲、「文化資源をめぐる地域共生戦略」矢田正剛インタビュー「二二：四」。

なお本稿脱稿(二〇一四年一〇月)後、二〇一五年七月五日に三池炭鉱関連資産は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として世界遺産への登録が決定されたことを付記しておく。本研究はJSPS科研費15J05175の助成を受けたものである。